

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第39条第4項の規定に基づき公益社団法人日本環境技術協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 協会の会員又は協会の会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (2) 募集特定寄附金 協会の会員又は協会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (3) 用途特定寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金であつて、その用途及び管理運用方法に条件を付されたもの
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 協会は、常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(募集特定寄附金の募集)

第4条 募集特定寄附金を募集するときは、募金総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を記載した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を得るものとする。

- 2 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募金経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募集目論見書の交付等)

第5条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者には事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は用途特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 募集特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び募集目論見書（第5条第1項の規定により事前に交付した場合を除く。）を寄附者に送付するものとする。
- 3 前各項の受領書には、協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募集特定寄附金募金に係る結果の報告)

第7条 協会は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上に公開することにより送付に代えることができる。

2 協会は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る決算書及びその事業効果等を記載した報告書を作成し、寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上に公開することにより送付に代えることができる。

(使途特定寄附金)

第8条 協会は、使途特定寄附金を受領するときは、その受領について理事会の承認を得るものとする。

2 使途特定寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受入れに起因して、協会が著しく資金負担を生じる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があるものと認められるもの及び協会が受け入れることが社会通念上不相当と認められる場合

3 協会は、使途特定寄附金の支出が完了したときは、第7条第2項に準じ、報告書を寄附者に送付するものとする。

(情報公開)

第9条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年10月7日(理事会決議の日)に制定し、平成23年11月1日から施行する。